

国際連合

CCPR/C/JPN/CO/7

市民的及び政治的権利に関する国際規約

配布：一般

2022年11月30日

原文：英語

自由権規約委員会

### 第7回日本定期報告審査に係る総括所見\*

1. 委員会は、日本の第7回定期報告<sup>1</sup>を2022年10月13日及び14日に開催された第3925回及び第3926回会合<sup>2</sup>において検討した。委員会は、2022年10月28日に開催された第3944回会合において、本総括所見を採択した。

#### A. 序論

2. 委員会は、簡易報告手続を受諾し、同手続に基づき用意された報告前の質問リスト<sup>3</sup>に対して第7回定期報告を提出したことについて、締約国に感謝する。委員会は、報告の対象となる期間中において規約を履行するために講じた措置について、締約国の代表団と建設的な対話を改めて行う機会を持てたことに謝意を表明する。委員会は、代表団により提供された口頭での回答及び書面で委員会に提供された追加情報について感謝している。

---

\* 自由権規約委員会第136会期（2022年10月10日から11月4日まで）において採択。

<sup>1</sup> CCPR/C/JPN/7

<sup>2</sup> CCPR/C/SR3925 及び CCPR/C/SR3926 参照。

<sup>3</sup> CCPR/C/JPN/QPR/7

## B. 肯定的側面

3. 委員会は、以下の立法上、政策上及び制度上の措置が締約国により採られたことを歓迎する。

(a) 第5次男女共同参画基本計画の決定（2020年）

(b) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の制定（2019年）

(c) 女性活躍加速のための重点方針の策定（2018年）

(d) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定（2018年）

(e) 男性と女性の婚姻開始年齢を同じにする2018年の民法第731条の改正

(f) 性犯罪に関して刑法の一部を改正する平成29年法律第72号の制定

(g) 「一定の種類犯罪において取調べの録画を義務化すること」を含む取調べ実務の新たな義務化を定めた2016年の刑事訴訟法改正

(h) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定（2016年）

(i) 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の制定（2015年）

## C. 主な懸念事項及び勧告

### 規約が履行される憲法的及び法的枠組み

4. 委員会は、締約国によって提供された規約の条項に言及した裁判例及び規約や委員会の一般的意見を通じた規約の解釈を含む国際人権法に関する裁

判官や弁護士に提供される継続的研修に関する情報に留意する。しかし、法執行官、security forces(日本においては、公安警察と内閣情報調査室などを指すと考えられる)、市民社会アクター及び一般市民に対して、規約及び国内法におけるその適用性について継続的研修及び啓発をする努力に関する具体的な情報がないことに引き続き懸念を抱いている。さらに、委員会は、規約の第1選択議定書の批准を真剣に検討するとの締約国の度重なる約束を確認する(第2条)。

5. 委員会は従前の勧告<sup>4</sup>を想起し、締約国に対し、規約及び国内法におけるその適用性について、裁判官、検察官、弁護士、法執行官、security forces(日本においては、公安警察と内閣情報調査室などを指すと考えられる)、市民社会アクター及び一般市民に対して継続的に研修を行い、啓発をする努力を継続することを求める。また、締約国は、国内法秩序において規約を完全に実施し、国内法が規約上の義務に適合するように解釈、適用されることを確保すべきである。さらに、締約国は、規約の下で保護される権利の侵害に対して効果的な救済がされ得ることを確保すべきである。締約国は、個人通報の審査を規定する規約の第1選択議定書を批准するために、更なる措置を講じるべきである。

#### 国内人権機関

6. 委員会は、独立した国内人権機関の設立についての継続的な議論に関して締約国から提供された情報を認めるものの、提供された情報が曖昧で一般的な性質を有しており、人権の促進及び保護のための国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)に従ったかかる機関の設立に向けた明確な進捗がないことに遺憾の意を表明する(第2条)。

---

<sup>4</sup> CCPR/C/JPN/CO/5 パラグラフ 7 及び CCPR/C/JPN/CO/6 パラグラフ 6

7. 委員会は、従前の勧告<sup>5</sup>を繰り返し、締約国に対し、優先事項として、パリ原則に従って独立した国内人権機関を設置し、同機関に十分な財政的及び人的資源を割り当てるよう求める。

#### 反差別の法的枠組み

8. 委員会は、憲法第14条が全ての個人のために法の下での平等を確立する一般的な非差別条項を含むことに留意するものの、規約の条項に従った包括的な反差別法がないことに引き続き懸念を抱いている。委員会は、包括的な反差別法を制定する計画に関する情報が締約国から得られていないことに遺憾の意を表明する（第2条、第20条及び第26条）。

9. 締約国は、包括的な反差別法を制定することを含め、その法的枠組みが、人種、意見、性的指向、性自認、出生及び他の地位を含む規約に基づく全ての禁止事由に基づく、私的領域を含むあらゆる形態の直接、間接及び複合差別に対する十分かつ効果的な実体的及び手続的保護並びに差別の被害者に対する効果的かつ適切な救済へのアクセスを提供することを確保するために必要な全ての措置を講じるべきである。

#### 性的指向及び性自認に基づく差別

10. 委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な取扱いに関する啓発をするために締約国が採った措置に留意する。しかしながら、委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別を明示的に禁止する法律が存在しないことに懸念を抱いている。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法律婚へのアク

---

<sup>5</sup> CCPR/C/JPN/5 パラグラフ 9 及び CCPR/C/JPN/CO/6 パラグラフ 7

セス及び矯正施設での処遇において差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条及び第26条）。

11. 委員会の前回の勧告<sup>6</sup>に従って、締約国は以下のことを行うべきである。

(a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。

(b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められている全ての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。

(c) 生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること。

(d) トランスジェンダーの被収容者に対する標準的な取扱いとして独居拘禁が使用されないようにするため、2015年のトランスジェンダーの被拘禁者の取扱いに関するガイドラインとその実施を見直すことを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの被収容者に対する公正な取扱いを確保するための必要な措置を講じること。

#### ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

12. 委員会は、2016年の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）及び部落差別の解消の推進に関する法律の制定並びに教育及び啓発キャンペーンを通じたヘイトスピーチ解消への努力を含む、差別及びヘイトスピーチと闘うために締約国が採った措置を歓迎しつつも、以下の点に懸念を抱いている。(a) 中国人、部落民、琉球人及びその他の少数民族及び先住民族、特に、コリアン及びコリア系日本人を標的とする少数民族及び外国人に対する広範かつ継続的な人種差別的言説がオ

---

<sup>6</sup> CCPR/C/JPN/CO/6 パラグラフ 11

ンライン及びオフラインの双方で行われていること。その中には、組織、政治団体及びメディアプラットフォームがデモ、街頭抗議及び政治演説を通じて差別を扇動したのも含まれており、中には選挙運動の名の下に実行されたものもあること。(b) 締約国が、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム及び差別の扇動といった行為を明示的に犯罪化する措置を採っておらず、人種差別的動機は、裁判官によって決定される刑罰を加重する可能性のある事由としてのみ定められていること。そして、(c) 現在の法律が被害者に十分な救済を提供していないこと(第2条、第19条、第20条及び第27条)。

13. 委員会は、前回の勧告<sup>7</sup>を繰り返し、締約国に対して以下のことを求める。

(a) ヘイトスピーチ解消法の範囲を拡大し、その出自に関係なく全ての人に対する差別的な言動及び行動を対象とすることを検討すること。

(b) 規約第19条及び第20条並びに委員会の一般的意見第34号(2011年)に従い、ヘイトクライムの個別の定義及び禁止を導入し、性的指向及び性自認といった理由を含む規約上の全ての禁止理由に基づくオンライン及びオフラインのヘイトスピーチ行為を明示的に犯罪化するために刑法を改正することを検討し、ヘイトクライム及びヘイトスピーチの報告を奨励し、包括的な細分化されたデータ収集システムの確立を通じて行うことを含め、そのような犯罪が特定され、登録されるようにすること。

(c) 特に、法執行官、検察官、裁判官に対する研修を強化し、一般市民の感受性と多様性の尊重を促進する啓発キャンペーンを実施することにより、民族的及び宗教的少数派並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々等の脆弱な集団に対する不寛容、固定観念、偏見及び差別と闘うこと。

---

<sup>7</sup> 同前パラグラフ 12

(d) 法執行官のヘイトクライム及びヘイトスピーチを捜査する能力を強化し、全ての事件が体系的に捜査され、加害者が責任を問われ、被害者が完全な補償を受けられるようにすること。

## ジェンダー平等

14. 委員会は、民法第 731 条及び第 733 条の改正、男女の婚姻最低年齢の平等化、離婚後の女性の再婚禁止期間の 6 か月から 100 日へ短縮することなど、男女平等の分野で採られた措置をそれぞれ歓迎する。さらに、委員会は、2022 年 2 月に、女性の離婚後の再婚禁止期間を廃止するための法案の概要が提案されたという締約国から提供された情報を歓迎する。しかしながら、委員会は、民法内の規定が引き続き男女間の不平等を助長する可能性があること、特に、結婚した夫婦が同じ姓を持つことを求める第 750 条が、実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いていることを懸念している。2018 年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の採択と、2020 年 12 月の「第 5 次男女共同参画基本計画」の承認に留意しつつも、委員会は、行政・司法のあらゆるレベルの意思決定機関や民間部門の意思決定機関に女性が十分に存在しないことを懸念し、部落(Buraku)・アイヌ・在日コリアン (Zainichi Korean) の女性などマイノリティの女性の参加に関して入手できる情報がないことを遺憾とする (第 2 条、第 3 条、第 23 条及び第 26 条)。

15. 委員会の前回の勧告<sup>8</sup>に従って、締約国は以下のことを行うべきである。

(a) 社会と生活のあらゆる領域において、男女間の効果的な平等を確保するための努力を強化すること。特に、行政・司法のあらゆるレベル及び民間部

---

<sup>8</sup> 同前パラグラフ 8-9

門において、少数民族・先住民族の女性を含む女性の意思決定における代表性を高めるための具体的な措置を採るべきである。

(b) 家族及び社会におけるジェンダーの固定観念と闘うことを視野に入れ、「第5次男女共同参画計画」の策定と実施、及び実践におけるジェンダー不平等を回避するための法の正しい解釈を確保するための情報提供と提言キャンペーンなどを通じて、国民の意識を高めるための戦略を強化すること。

(c) 社会における女性と男性の役割に関する固定観念が、法の下での平等に対する女性の権利の侵害を正当化するために使用されないよう、民法第733条と第750条の改正を含めて、闘い続けていかなければならない。

#### テロ対策（共謀罪法）

16. 委員会は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（共謀罪法）が、テロリズムや組織的犯罪とは一見無関係な犯罪を含む277の行為を犯罪の成立する範囲として広く設定していることを懸念している。また、同法が表現の自由、平和的集会の権利、結社の自由といった、規約に規定された基本的権利を不当に制限し、自由と安全に対する権利及び公正な裁判を受ける権利（第4条、第9条、第14条、第17条、第19条、第21条及び第22条）の侵害につながる可能性があることを懸念している。

17. 締約国は、テロリズムや組織犯罪と無関係な行為を非犯罪化するために、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を改正することを検討すべきである。また、この法律の適用が規約上の権利を不当に制限しないことを確保するために、適切な保障措置及び防護措置を採用すべきである。

性的暴力及びドメスティック・バイオレンスを含む、女性に対する暴力



18. 委員会は、2017年6月に性犯罪に関する刑法が改正され、加害者と被害者の性別にかかわらず強制性交罪を適用することが盛り込まれたこと、また、他の形態の性交が組み込まれ、被害者の刑事告訴がなくても性犯罪を起訴できるようになったことを歓迎する。また、ドメスティック・バイオレンスや性的暴力の被害者のための保護措置が整備されていること、刑法には明示されていないものの、夫婦間強制性交も法律で罰せられることに関する情報を政府から受け取ったことに留意している。しかしながら、委員会は、女性の、特に性暴力とドメスティック・バイオレンスを受けていた移民の犠牲者の虐待と二次被害を引き起こしている法執行機関の問題認識（awareness）の欠如及び十分なジェンダーに配慮した研修（gender-sensitive training）がないことに関する諸報告、また、女性に対する暴力事件の捜査と女性の失踪事件の捜査に対する当局が最小限の努力（minimal effort）しか行っていないとの諸報告に懸念を有する。さらに委員会は、被害者が利用できる援助（assistance）と支援（support）が限られているという諸報告にも懸念を有する。委員会は、女性に対する暴力に関する詳細なデータの欠如と、締約国が性的同意年齢を13歳以上に設定する措置について何ら進展を見せないことに遺憾を表明する（第2条、第3条、第6条、第7条及び第26条）。

19. 委員会の前回の勧告<sup>9</sup>に従って、締約国は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、闘い、根絶するための努力を強化すること。特に、以下のために必要な措置を講じるべきである。

(a) 法執行機関、検察を含む司法、入国管理局、その他国の関連部局及び一般市民に対するドメスティック・バイオレンス対策に関する研修、教育及び意識啓発プログラムをさらに強化すること。

---

<sup>9</sup> CCPR/C/JPN/CO/6 パラグラフ 10

(b) 被害者による告訴を促進し奨励すること、女性と女兒に対する全ての暴力行為と失踪のケースが迅速かつ徹底的に公平に捜査されること、調査中に被害者の二次被害を避けるための措置が採られること、加害者が起訴され罰せられること、被害者が完全な補償を受けることを確保すること。

(c) 全ての被害者が、在留資格にかかわらず、迅速かつ十分な援助、支援サービス及び保護を受けられるようにすること。

(d) 被害者保護を確保する諸措置を効果的に特定するために、人種又は民族ごとに分析された、女性に対する暴力についての統計データを収集することができる、信頼性の高い制度を構築すること。

(e) 性行為の同意年齢を更なる遅滞なく引き上げること。

生命に対する権利、拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰の禁止

(死刑制度)

20. 委員会は、締約国が死刑を廃止し、又は死刑の対象となる犯罪の数を制限するための措置を採っておらず、またその意図もないことを遺憾に思う。また、19の犯罪の内のいくつかは、死刑を「最も重大な犯罪」に限定するという規約の要件に適合していないものが含まれること、死刑囚が、死刑執行まで独房に収容されていること、中には最長40年という長期間や24時間のビデオ監視下に置かれていることに懸念を抱いている。また、死刑囚とその家族の心理的安全及び「心の平和」を守るために、死刑執行日の事前通知を拒否しており、当該方法は「やむを得ない」とする代表団の主張に懸念をもって留意するものである。さらに、委員会は、再審請求については慎重な見直しがなされているという情報の提供に留意しつつも、再審請求中に死刑が執行されたという報告に深い

懸念を抱いている。また死刑囚の精神的健康を監視する独立したメカニズムだけでなく、死刑事件における必要的な控訴制度が欠如していることに懸念を抱いている（第2条、第6条、第7条、第9条及び第14条）。

21. 委員会の一般的意見第36号（2018年）を念頭に置き、委員会のこれまでの勧告<sup>10</sup>に従って、締約国は以下を行うべきである。

(a) 死刑の廃止を検討し、必要に応じて、死刑廃止に向けた世論を喚起するための適切な啓発措置を通じて、死刑廃止の必要性について国民に周知すること。一方、締約国は、モラトリアムの確立を検討し、これを優先事項として、死刑犯罪の数を減らし、規約に従って死刑を最も重大な犯罪に厳格に限定することを確保すべきである。

(b) 死刑囚及びその家族に対し、死刑執行の予定日時を合理的な時期に事前通知し、死刑執行に備える機会の欠如による心理的苦痛を軽減すること、長期の独房拘禁を行わないこと、死刑囚に対する24時間のビデオ監視を厳密に必要な時及び期間にのみ使用することにより、死刑囚の処遇又は刑罰が残虐、非人道的又は品位を傷つけるものとならないよう確保すること。

(c) 死刑囚の再審請求や恩赦に執行停止効を持たせ、死刑囚の精神的健康状態を独立したメカニズムで審査し、再審請求に関する死刑囚とその弁護士との全ての面会の厳格な秘密性を保障するなど、死刑事件についての必要的で効果的な再審査のシステムを確立すること。

(d) 死刑廃止を目的とした規約の第2選択議定書の批准を検討すること。

(福島原子力災害)<sup>i</sup>

---

<sup>10</sup> CCPR/C/JPN/CO/5 パラグラフ 16-17 及び CCPR/C/JPN/CO/6 パラグラフ 13

22. 委員会は、福島原発事故による国内避難民に対して、「自主的」か「強制的」かの区別なく支援が行われるとの締約国の確約を歓迎するが、締約国が福島で設定した被ばく量の高い基準値や避難地域の一部解除の決定が、人々に高濃度汚染地域に戻る以外の選択肢を与えないこととなることに依然として懸念を抱いている。また、避難区域外に住む避難民に対する無償の住宅支援が打ち切られたこと、さらに、土地に戻るかどうかにかかわらず、実際には全ての国内避難民が必要な支援を受けられるようにするために実施された措置に関する情報が不足していることを懸念している。さらに、委員会は、震災後、福島で甲状腺がんが診断された、あるいはそう思われる子どもたちが多数いるという報告に懸念を抱いている（第6条、第12条及び第19条）。

23. 委員会の前回の勧告<sup>11</sup>に従って、締約国は次のことを行うべきである。

(a) 福島原発事故で被災した全ての人々の生活を守り、放射線量が住民に危険を及ぼさない場合に限り、汚染された場所の避難場所指定を解除すること。

(b) 放射線量の監視を継続し、その情報を被災者に適時に開示すること。

(c) 「自主的」か、「強制的」かという避難者としての区別や、自分の土地に戻ることを決めたかどうかにかかわらず、全ての国内避難民が、避難区域外に住む避難民のための無料住宅の提供を再開することを含め、必要な全ての財政、住宅、医療、その他の支援を受けられるようにすること。

(d) 原子力災害が被ばく者の健康に及ぼす影響について、高い線量と相関している可能性を含め、引き続きその評価を続けること。また、子どもを含む放射線被ばく者全員に対し、無料かつ定期的、包括的な健康診断を実施することを検討すること。

---

<sup>11</sup> CCPR/C/JPN/CO/6 パラグラフ 24

## 人身の自由と安全、及び人身の自由を奪われた人々に対する処遇

### (精神医療)

24. 委員会は、非自発的入院を決定するための厳格な手続、及び、個人の処遇改善又は退院（discharge）に関する命令を出すことができる独立した精神医療審査会（Psychiatric Review Board）による全ての入院中の知的・精神的な障がい者の審査に関して、締約国によって提供された情報に留意している。しかしながら、委員会は、精神医療施設での入院件数が増加しているという複数の報告に懸念を抱いている。また、障がい者の虐待に対処するための締約国の努力を確認する一方で、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（the Act on the Prevention of Abuse of Persons with Disabilities and Support for Caregivers）」が医療機関で行われる虐待を適用範囲に含めていないことを懸念している（第7条、第9条及び第10条）。

25. 委員会の従前の勧告<sup>12</sup>に従って、締約国は以下を行うべきである。

(a) 知的・精神的な障がい者のための地域密着型（community-based）サービス又は代替サービスを提供するための努力を継続すること。

(b) 強制的な入院は、最後の手段として、必要最小限の期間だけ、また、当該者を危害から保護し、又は他者への危害を防止する目的で、必要かつ比例性を有する場合にのみ課されることを確保すること。

(c) 全ての障がい者が必要な医療情報の提供を受け、十分に理解した上で、自らの自由意思を尊重されて選択を行う権利（the right of all persons with disabilities to respect for their free and informed consent）を保護するために、法的支援及びその他全ての必要な支援を含むセーフガードを確保すること。

---

<sup>12</sup> 同前パラグラフ 17

(d) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の対象を医療機関に拡大することを検討することにより、公私を問わず精神医療施設における障がい者に対するあらゆる形態の虐待を監視、防止、根絶するための取り組みを強化すること。

(e) 関連する全ての医療サービス提供者と施設において、虐待の効果的な調査と制裁を保障し、被害者とその家族に完全な補償を提供すること。

(刑事手続及び刑事拘禁)<sup>ii</sup>

26. 刑事拘禁制度に関して締約国から提供された情報に留意しつつも、委員会は、自由の剥奪の当初から保釈の権利が認められていないこと、国選弁護士選任の権利が尊重されていないこと、及び締約国が起訴前保釈制度の実施は不要であると表明していることに引き続き懸念を抱いている。また、勾留の延長や（事実上の）再延長の要求が高い確率で許可されることにより、国内法で想定された期間を超えて公判前勾留がなされているとの報告や、実務上、取調べの実施に関する厳しい規制がないこと、取調べのビデオ録画が義務付けられる範囲が限定的であるとの報告について懸念する。さらに、委員会は、刑事拘禁における処遇、特に長期の独居房の使用と被拘禁者に対する適切な医療サービスへのアクセスの欠如、並びに弁護士へのアクセスや家族との連絡といった手続保障の否定、投票権の否定にも引き続き懸念を表明するものである（第7条、第9条、第10条、第14条及び第25条）。

27. 委員会の前回の勧告<sup>13</sup>に従って、締約国は、逮捕又は拘禁された者が、自由を奪われた当初から、規約第9条及び第14条に規定されている全ての基本的な法的セーフガードを実際に享受することを保障するため、並びに、弁護士へ

---

<sup>13</sup> 同前パラグラフ 18

のアクセス、家族と連絡する権利及び必要な時に治療を受けられることなど、刑事拘禁者の処遇を国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）に完全に適合させるために、必要な措置を採用すべきである。また、

(a) 取調べにおいて、正式な逮捕前も含めて全て録音録画されること、及び全ての刑事事件で取調べの録音録画が適用されることを確保すべきである。

(b) 過剰な長期勾留を防ぐため、公判前勾留の所定期間を確保すべきである。

(c) 起訴前の勾留において、保釈などの非拘束的な代替措置を確保すべきである。

(d) 最後の手段として使用される場合でも、未決被拘禁者に対して許容される独居拘禁の合計期間を見直すべきであるとともに、更なる独居拘禁の削減と必要に応じた代替措置の策定を行うという観点から、独居拘禁の効果を定期的に評価すべきである。

(e) 取調べの際の拷問や虐待の申立てについて、迅速、公平かつ効果的に調査する権限を持つ、都道府県公安委員会から独立した申立審査機関を利用可能とするべきである。

(f) （公務への参加と投票権に関する）<sup>iii</sup>委員会の一般的意見第 25 号（1996 年）に照らして、有罪判決を受けた受刑者の投票権を否定する法律の見直しを検討すべきである。

## 性奴隷、隷属、人身取引の廃絶

28. 委員会は、「慰安婦」に対する人権侵害への対処に向けた努力に関して締約国から提供された情報に留意する。しかしながら、委員会は、締約国が委員会の過去の勧告に関して進捗がないこと、被害者の人権の継続的な侵害に対処

する規約上の義務を否定し続けていることに遺憾を表明する。また、加害者の刑事捜査と訴追が行われていないこと、過去の人権侵害の全ての被害者に対する効果的な救済と完全な賠償が行われていないことについても遺憾を表明する（第2条、第7条及び第8条）。

29. 委員会は、前回の勧告<sup>14</sup>を繰り返し、締約国に対し、即時かつ効果的な立法的及び行政的措置を講じ、以下のことを確保するよう求める。

(a) 戦時中に日本軍が「慰安婦」に対して行った人権侵害の全ての申立てについて、効果的かつ独立・公平に調査され、入手可能な全ての証拠が開示され、加害者が訴追され、有罪が確定した場合には処罰されること。

(b) 外国の犠牲者を含む、全ての犠牲者とその家族への司法へのアクセス及び完全な賠償。

(c) 教科書での適切な言及を含むこの問題に関する教育、及び被害者の名誉を傷つけ、出来事を否定しようとする全ての試みに対して強く非難すること。

30. 委員会は、人身取引と闘う努力に関する締約国によって提供された情報に留意し、歓迎するが、多くの有罪判決が執行猶予付き判決又は軽微な罰金の賦課に終わっており、犯した行為の重大性に見合った罰則がないことを懸念する。技能実習生制度に関して、委員会は、労働者の人身取引及びその他の労働権侵害の可能性に対する予防措置としての立入検査の件数の増加に関する情報を歓迎するが、技能実習生制度の下で強制労働が継続しているとの報告については引き続き懸念する（第2条、第7条及び第8条）。

31. 委員会の前回の勧告<sup>15</sup>に従って、締約国は以下の努力を継続すべきである。

---

<sup>14</sup> 同前パラグラフ 14

<sup>15</sup> 同前パラグラフ 15 及び 16



(a) 技能実習生研修制度を含め、特に強制労働の被害者に関して、被害者認定手続を強化し、労働監督官を含む全ての法執行官に専門的な訓練を提供すること。

(b) 独立した苦情処理機関を設置し、技能実習生制度を含む、労働者の人身取引やその他の労働権侵害の事案を含めて、あらゆる形態の人身取引について、効果的に捜査し、加害者を訴追し、有罪判決を受けた場合には、犯した行為の重大性に見合った刑罰を科すこと。

#### 難民・庇護申請者を含む外国人の取扱い

32. 委員会は、難民及び庇護申請者を含む外国人の取扱いに関する締約国の回答に留意し、収容施設における処遇に関する改善計画の策定に関する情報、及び強制送還の実施予定日を決定通知の送達から少なくとも 2 か月後とする強制送還手続の改定を歓迎する。委員会は、締約国が、収容代替措置を規定し、並びに補完的保護のための在留資格認定制度を導入する出入国管理及び難民認定法の改正の可能性を検討していることに関心をもって留意する。さらに委員会は、締約国が長期収容を回避するための措置を検討する意欲を有していることを歓迎する。しかしながら、委員会は、2017 年から 2021 年の間の 3 人の被収容者の死亡に帰結した、入国収容施設における劣悪な健康状態 (poor health conditions) による苦痛や、在留資格又はビザを失い、就労や収入を得る選択肢を与えられない「仮放免」により (収容施設から) 出された人々である「仮放免者 (karihomensha)」の不安定な状況に関する憂慮すべき諸報告について、引き続き懸念する。委員会はまた、難民認定率の低さを伝える諸報告についても懸念を有する (第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 13 条)。

33. 委員会の前回の勧告<sup>16</sup>を考慮し、締約国は以下を実施すべきである。
- (a) 国際基準に則った包括的な難民保護法制を早急に採用すること。
  - (b) 十分な医療支援へのアクセスを含む収容施設での処遇について、国際基準に従って、改善計画の策定を通じて、移民 (immigrants) が虐待の対象とならないことを保障するためのあらゆる適切な措置を採ること。
  - (c) 「仮放免」中の移民 (immigrants) に対して必要な支援を提供し、収入を得るための活動に従事する機会の確立を検討すること。
  - (d) ノン・ルフールマン原則が実際に尊重され、国際的保護を申請する全ての人々に、(その申請への) 否定的な決定について、執行停止効を有する、独立した司法機関に対する不服申立制度へのアクセスを確保すること。
  - (e) 行政機関による収容措置に対する代替措置を提供し、入管収容における上限期間を導入するための措置を講じ、収容が、必要最小限度の期間のみ、かつ行政機関による収容措置に対して存在する代替措置が十分に検討された場合にのみ、最後の手段として用いられるよう確保し、移民 (immigrants) が、収容の合法性について判断する裁判所の手続に実効的に訴え出ることができるよう確保する措置を実施すること。
  - (f) 本規約及び他の適用可能な国際基準に基づく庇護申請者の権利の完全な尊重を確保するために、国境警備に従事する職員 (border-guard officials) 及び入管職員に対して移住 (migration) に関する十分な訓練を保障すること。

#### プライバシーの権利

34. 委員会は、警視庁 (Tokyo Metropolitan Police Department) から個人情報流出した人々に対する補償を行う努力に関して締約国から提供された情

---

<sup>16</sup> 同前パラグラフ 19

報を歓迎し、デジタル改革関連 6 法 (six digital reform-related laws) 及び個人情報保護委員会の役割に関連して提供された情報に留意する。しかしながら、監視の権限が広範囲に及んでいること、監視、傍受活動、個人データへのアクセスという形でプライバシー権が恣意的に干渉されることに対する、独立した司法的な監視の欠如を含めて十分な保護措置 (セーフガード) がないことについて懸念する (第 17 条)。

35. 締約国は、データ保有及びアクセス、監視及び傍受活動を統制する規制を本規約、特にその第 17 条に適合させ、合法性、比例性及び必要性の原則の厳格な遵守を確保すべきである。プライバシー権に対するいかなる干渉も、裁判所からの事前承認を必要とし、効果的かつ独立した監視メカニズムの対象となること、並びに、影響を受ける者が、可能な場合には、彼らが受けている監視及び傍受活動について通知され、権力濫用の場合には効果的な救済措置へのアクセスを確保すべきである。また、締約国は、権力濫用の全ての報告が徹底的に捜査され、そのような捜査により正当化される場合には、適切な制裁につながることを確保すべきである。

#### 思想・良心・宗教の自由と表現の自由

36. 委員会は、思想、良心及び宗教の自由あるいは表現の自由の権利の制限につながり得る「公共の福祉」の曖昧で無限定な概念、並びに特定秘密保護法における秘密として分類され得る事項が広範であること及び分類の一般的前提条件についての前回の懸念を再度表明する。委員会は、これまでに放送免許の停止が行われていないという締約国の情報に留意しつつ、特定秘密保護法に定められた高い刑事罰と放送法及び電波法において政府に認められた放送局の業務停

止に関する広範な権限が、ジャーナリストや人権擁護者の活動を抑制し、自己検閲につながることを懸念する（第 18 条及び第 19 条）。

37. 委員会は、前回の勧告を想起し、締約国に対し、以下の必要な全ての措置を講じるよう求める。

(a) 「公共の福祉」を理由とする思想、良心及び宗教の自由又は表現の自由に対するいかなる制限も、規約において認められるものに合致することを確保するために、「公共の福祉」の概念を明確に定義すること。

(b) 特定秘密保護法及びその適用が規約第 19 条の厳格な要件に適合すること、特に、秘密とされる可能性のある情報のカテゴリーが狭く定義されることにより、情報を求め、受け取り、伝える権利に対するいかなる制限も、合法性、比例性、必要性の原則を遵守することを保障すること、国家の安全に対する特定の識別可能な脅威を防ぐための合法性、比例性及び必要性の原則に従うこと、並びに国家の安全を害さない正当な公共の利益の情報を流布することによって個人が処罰されないことを保障することを確保すること。

(c) メディアにおける意見の多様性を促進し、メディアとメディア関係者が国家の不当な干渉を受けずに活動できるようにすること。

(d) 放送事業及び免許を付与する当局の独立性を確保すること。

(e) 独立したジャーナリストとメディア関係者をあらゆる形態の脅迫から効果的に保護し、過激な思想に関する規定を含む民事及び刑事規定並びにその他の規制を、公共の関心事に関する批判的報道を抑圧する手段として使用しないようにすること。

38. 委員会は、締約国において思想及び良心の自由が制限されているとの報告に懸念を抱いている。学校の式典で国旗に向かって起立し、国歌を歌うということに従わないという教師の消極的で暴力的でない行為の結果、一部の者が

最長 6 か月の職務停止の処分を受けたことを懸念している。さらに、委員会は、式典中に生徒に起立を強制するために有形力が行使されたとされることに懸念している（第 18 条）。

39. 締約国は、思想及び良心の自由の効果的な行使を保障し、規約第 18 条の下で許容される狭義の範囲を超えてこのような自由を制限するようないかなる行動も慎むべきである。自国の法律と慣行を規約第 18 条に適合させるべきである。

#### 平和的集会をもつ権利

40. 締約国から提供された情報に留意しつつも、委員会は、関係者からの情報提供、特に国会に対する抗議及び沖縄における抗議、過剰な有形力の行使や抗議者の録画を含む、抗議者及びジャーナリストの逮捕、法執行機関による抗議やデモに対する正当化できないかつ不均衡な制限を示した情報に引き続き懸念を有する（第 19 条及び第 21 条）。

41. 規約第 21 条に従い、また委員会の一般的意見第 37 号（2020 年）に照らして、締約国は、以下を行うべきである。

(a) 平和的集会中の法執行当局による過剰な有形力の行使や恣意的な逮捕・拘束の全ての申立てが、迅速、徹底的かつ公平に調査され、責任者が起訴され、有罪が確定すれば処罰され、被害者が十分な補償を得られるようにすること。

(b) 法執行官に、「法執行官による有形力及び火器の使用に関する基本原則」や「法執行における低致死性武器に関する国連人権ガイダンス」に基づき、有形力行使に関する適切な訓練を提供すること。

(c) 平和的デモ参加者、人権擁護者、平和的デモ取材するジャーナリストを民間主体による脅迫、威嚇、嫌がらせ、攻撃から確実に保護すること。

### マイノリティの権利

42. 2019年に採択されたアイヌ政策推進法（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律）に留意しつつ、委員会は、アイヌの人々に対する差別と彼らの先住民族としての権利の否定、先住琉球民族共同体とその権利に対する認識の欠如、沖縄の共同体が彼らに影響を与える政策の決定に自由に参加する権利、彼らの伝統的土地と天然資源に対する権利、及び彼らの子どもを彼らの母語で教育する権利に対する否定が報告されていることについて引き続き懸念を抱いている。さらに、委員会は、植民地時代から日本に居住している在日コリアンとその子孫であり、国家的又は民族的少数派として認識されるべき人々が、社会保障制度や政治的権利の行使から排除されるという差別的な政策運用の報告について懸念している（第26条及び第27条）。

43. 締約国は、アイヌ民族、琉球その他の沖縄など先住民族の共同体の伝統的土地及び天然資源に対する権利を完全に保障し、彼らに影響を与えるあらゆる政策についての決定に自由に参加する彼らの権利を確実に尊重し、可能な限り彼らの子どもたちに彼らの母語による教育を促進するための更なる措置を採るべきである。また、植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫が、特に支援プログラムや年金制度を利用することを妨げている障壁を取り除き、在日コリアンとその子孫に地方選挙の投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである。

### 子どもの権利

44. 委員会は、特定の公式書式における婚外子を定義するための「非嫡出子」の用語の使用に関する締約国の説明に留意し、全ての子どもの平等な権利を確

保するために、締約国がその用語の削除を検討する意思があるとの代表団の確約を歓迎する。委員会は、改正された児童福祉法に関して締約国から提供された情報に留意しつつ、裁判所の命令なく、そして親の虐待の明確な証拠なしに子どもが家族から連れ去られ、児童相談所に一時的に、しばしば長期にわたって監護下におかれること、その親が、異議手続において自ら裁判所に対しケースを提示し、その中で裁判官が一時保護の令状を発する必要があるかどうかを検討することができないとの報告を懸念している。さらに、この問題に関して締約国が提供した回答を認める一方で、委員会は、国内及び国際的な「親による子の奪取」の頻繁な事例に関して受領した報告と締約国による適切な回答の欠如に関して懸念を抱いている（第 17 条、第 23 条及び第 24 条）。

45. 締約国は、以下を行うべきである。

(a) 締約国の法律及び慣行が規約第 24 条に完全に準拠していることを確認し、全ての子どもに対するあらゆる差別及びスティグマを取り除くことを目的とした保護措置を採用すること。

(b) 法律を改正し、子どもを家族から引き離す明確な基準を設け、それが正当化されるかどうかを判断するために、子どもと親の意見を聞いた後に、子どもの保護と子どもの最善の利益のためにそれが必要な場合に、最後の手段としてのみ、子どもが親から引き離されることを保障するために、全てのケースに強制的な司法審査を導入すること。

(c) 「親による子の奪取」の事例に適切に対応するために必要な措置を導入し、国内事例、国際事例を問わず、子の監護に関する決定が子の最善の利益を考慮し、実際に十分に実施されることを確保すること。

#### D. 普及とフォローアップ

46. 締約国は、司法、立法及び行政当局、国内で活動する市民社会及び非政府組織並びに一般市民の間で、規約において謳われている権利の認識を高める観点から、規約、第7回定期報告書及び本総括所見を広く普及させるべきである。締約国は、定期報告書及び本総括所見が締約国の公用語に翻訳されることを確保すべきである。

47. 委員会手続規則第75条第1項に従い、締約国は、2025年11月4日までに、委員会により行われた上記第7項（国内人権機関）、第33項（難民及び庇護希望者を含む外国人の取扱い）及び第45項（子どもの権利）の勧告の実施に関する情報を提供するよう要請される。

48. 委員会の予測可能な審査のサイクルに沿って、締約国は報告書の提出に先立って2028年に委員会の質問リストを受け取り、第8回定期報告書を構成するその回答を1年以内に提出することが期待される。委員会はまた、報告書を作成するに当たり、締約国に対し、同国で活動する市民社会及び非政府組織と広く協議するよう要請する。総会決議68/268に基づき、報告書の字数制限は21,200語である。締約国との次回の建設的対話は、2030年にジュネーブで行われる予定である。

---

<sup>i</sup> 本記載は、原文の文書にはない。

<sup>ii</sup> 同上

<sup>iii</sup> 同上